

		持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮する。	
6	<input checked="" type="checkbox"/>	専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定める。	
7	<input checked="" type="checkbox"/>	依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設ける。	
・ テール条項			
8	<input checked="" type="checkbox"/>	テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とする。	「6 テール条項の留意点」【58～59 ページ】
9	<input checked="" type="checkbox"/>	テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定する	
・ 仲介業務を行う場合における特則 (※仲介業務を行わない場合は不要)			
10	<input checked="" type="checkbox"/>	仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨)を、両当事者に伝える。	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(2) 仲介契約・FA 契約の締結」【53 ページ】、 「4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策」【57 ページ】
11	<input checked="" type="checkbox"/>	仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項(※)について、各当事者に対し、明示的に説明を行う。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示する。 ※ 例：譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(2) 仲介契約・FA 契約の締結」【53～54 ページ】、「4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策」【57 ページ】
12	<input checked="" type="checkbox"/>	確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて土業等専門家等の意見を求めるよう伝える。	「3 各工程の具体的な行動指針」
13	<input checked="" type="checkbox"/>	参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示する。	「(3) バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)」【54～55 ページ】、「4 仲介者における利益相反のリスクと現実
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	・ あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	・ 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容	